

備考	補正後	補正前
監査業務等に係る変更の理由の一本化 ・原子力規制における検査制度の員直した伴う変更 ・監査業務の員直し等に伴う変更	<p>(保安に関する組織) 第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。</p> <p>図126</p>	<p>(保安に関する組織) 第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。</p> <p>図126</p>
・原子力規制における検査制度の員直した伴う変更 ・組織改正に伴う変更	<p>(保安に関する組織) 第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。</p> <p>図126</p>	<p>(保安に関する組織) 第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。</p> <p>図126</p>

□ : 補正箇所を示す。

備考	備考

変更前	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表	変更後	備考
<p>(類度の定義) 第157条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表157のとおりとする。 表157</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第151条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p>		<p>(放射性固体廃棄物管理に係る基本方針) 第150条 発電所における放射性廃棄物の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつて合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(類度の定義) 第150条の2 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表150の2のとおりとする。 表150の2</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第151条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に關する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあつて、所長の承認を得る。</p> <p>9. 課長（放射線管理）は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 課長（放射線管理）は、前項の運輸において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める種類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) 放射線管理については、第9項の運輸において、運搬前に容器等の積載当量が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化における検査制度の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化

変更前	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表	変更後	備考
<p>(類度の定義) 第157条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表157のとおりとする。 表157</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第151条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 課長（放射線管理）は、前項の運輸において、容器等の積載当量が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p>		<p>(放射性固体廃棄物管理に係る基本方針) 第150条 発電所における放射性廃棄物の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつて合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(類度の定義) 第150条の2 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表150の2のとおりとする。 表150の2</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第151条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 運輸経路に確認を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要に応じて監視員を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱に關し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 課長（放射線管理）は、前項の運輸において、運輸前に容器等の積載当量が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に關する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあつて、所長の承認を得る。</p> <p>9. 課長（放射線管理）は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 課長（放射線管理）は、前項の運輸において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める種類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) 放射線管理については、第9項の運輸において、運搬前に容器等の積載当量が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化における検査制度の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

□ : 補正箇所を示す。

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

備考	補正後	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表	補正前	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表
記載の適正化	<p>変更前</p> <p>(案を加える)</p> <p>〔設計管理〕</p> <p>第173条の2 組組は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または追加に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組組は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第125条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 採案の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定および原子炉設備(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第173条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>〔作業管理〕</p> <p>第173条の3 組組は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組組は、原子炉施設の点検および工事をを行う場合、原子炉施設の安全を確保するための次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 使用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期予めりの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づいた放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づいた放射線管理</p> <p>3. 組組は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、異常故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れるおそれがある場合には、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第134条による監視を定期的に行う。</p> <p>変更後</p> <p>〔設計管理〕</p> <p>第173条の2 組組は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または追加に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組組は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第125条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 採案の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定および原子炉設備(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第173条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>〔作業管理〕</p> <p>第173条の3 組組は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組組は、原子炉施設の点検および工事をを行う場合、原子炉施設の安全を確保するための次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 使用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期予めりの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づいた放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づいた放射線管理</p> <p>3. 組組は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、異常故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れるおそれがある場合には、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第134条による監視を定期的に行う。</p> <p>備考</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>	<p>変更前</p> <p>(案を加える)</p> <p>〔設計管理〕</p> <p>第173条の2 組組は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または追加に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組組は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第125条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 採案の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定および原子炉設備(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第173条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>〔作業管理〕</p> <p>第173条の3 組組は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組組は、原子炉施設の点検および工事をを行う場合、原子炉施設の安全を確保するための次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 使用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期予めりの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づいた放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づいた放射線管理</p> <p>3. 組組は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、異常故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れるおそれがある場合には、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第134条による監視を定期的に行う。</p> <p>備考</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>	<p>変更前</p> <p>(案を加える)</p> <p>〔設計管理〕</p> <p>第173条の2 組組は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または追加に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組組は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第125条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 採案の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定および原子炉設備(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第173条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>〔作業管理〕</p> <p>第173条の3 組組は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組組は、原子炉施設の点検および工事をを行う場合、原子炉施設の安全を確保するための次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 使用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期予めりの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づいた放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づいた放射線管理</p> <p>3. 組組は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、異常故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れるおそれがある場合には、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第134条による監視を定期的に行う。</p> <p>備考</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>	<p>変更後</p> <p>〔設計管理〕</p> <p>第173条の2 組組は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または追加に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組組は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第125条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 採案の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定および原子炉設備(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第173条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>〔作業管理〕</p> <p>第173条の3 組組は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組組は、原子炉施設の点検および工事をを行う場合、原子炉施設の安全を確保するための次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 使用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期予めりの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づいた放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づいた放射線管理</p> <p>3. 組組は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、異常故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れるおそれがある場合には、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第134条による監視を定期的に行う。</p> <p>備考</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

□ : 補正箇所を示す。

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

備考	補正後	補正前
記載の適正化	<p>変更前</p> <p>(条を加える)</p> <p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更後</p> <p>「使用前事業者検査の実施」</p> <p>第173条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「届出」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工工程に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を施行する。</p> <p>2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査の実施体制を構築する。</p> <p>（2）検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>（3）検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>ア. 設工工程に従って行われたものであること。</p> <p>イ. 技術基準規則に適合するものであること。</p> <p>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が番号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定める検査要領書を定める。</p> <p>ア. 構造、強度および耐えいを確認するために十分な方法</p> <p>イ. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>エ. その他検査または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>オ. その他検査または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>（1）第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>（2）検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>（3）検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>ア. 設工工程に従って行われたものであること。</p> <p>イ. 技術基準規則に適合するものであること。</p> <p>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が番号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>ア. 構造、強度および耐えいを確認するために十分な方法</p> <p>イ. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>エ. その他検査または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>オ. その他検査または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>（1）検査総括責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に指定する検査員の立会制度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査要領書に定める検査要領書に適合する事項、当該役員の供給者に対して管理を行う。</p> <p>（2）検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>（3）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定める検査要領書を定める。</p>	<p>変更前</p> <p>(条を加える)</p> <p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更後</p> <p>「使用前事業者検査の実施」</p> <p>第173条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「届出」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工工程に従って行われたものであること、<input type="checkbox"/>「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を施行する。</p> <p>2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査の実施体制を構築する。</p> <p>（2）検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>（3）検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>ア. 設工工程に従って行われたものであること。</p> <p>イ. <input type="checkbox"/>「技術基準規則」へ適合するものであること。</p> <p>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が番号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>ア. 構造、強度および耐えいを確認するために十分な方法</p> <p>イ. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>エ. その他検査または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>オ. その他検査または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>（1）第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>（2）検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>（3）検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>ア. 設工工程に従って行われたものであること。</p> <p>イ. <input type="checkbox"/>「技術基準規則」へ適合するものであること。</p> <p>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が番号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>ア. 構造、強度および耐えいを確認するために十分な方法</p> <p>イ. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>エ. その他検査または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>オ. その他検査または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>（1）検査総括責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に指定する検査員の立会制度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査要領書に定める検査要領書に適合する事項、当該役員の供給者に対して管理を行う。</p> <p>（2）検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>（3）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定める検査要領書を定める。</p>
		<p>備考</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

: 補正箇所を示す。

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

備考	補正後	補正前
記載の適正化	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更前</p> <p>(案を加える)</p> <p>〔定期事業者検査の実施〕</p> <p>第173条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合することを定期に確認するため定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を執行する。</p> <p>2. 検査実施責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の首長、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査監督^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合することを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：「ラジエーション」の特例に及び、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定め、検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分機、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状態を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能および作動の状態を確認するために十分な方法</p> <p>c. 全判定する方法で行うものとする。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の首長。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施した組織とは別の組織の首長。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役割の発生の状態を確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会制度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各検査員は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役割を調達する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練の管理を行う。</p> <p>〔定期事業者検査の実施〕</p> <p>第173条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合することを定期に確認するために必要な定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を執行する。</p> <p>2. 検査実施責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の首長、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査監督^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合することを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>a. 開放、分機、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状態を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能および作動の状態を確認するために十分な方法</p> <p>c. 全判定する方法で行うものとする。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の首長。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施した組織とは別の組織の首長。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役割の発生の状態を確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会制度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各検査員は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役割を調達する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練の管理を行う。</p> <p>※1：「ラジエーション」の特例に及び、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定め、検査要領書を定める。</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更後</p> <p>(案を加える)</p> <p>〔定期事業者検査の実施〕</p> <p>第173条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合することを定期に確認するために必要な定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を執行する。</p> <p>2. 検査実施責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の首長、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査監督^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合することを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>a. 開放、分機、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状態を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能および作動の状態を確認するために十分な方法</p> <p>c. 全判定する方法で行うものとする。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の首長。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施した組織とは別の組織の首長。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役割の発生の状態を確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会制度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各検査員は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役割を調達する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練の管理を行う。</p> <p>※1：「ラジエーション」の特例に及び、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定め、検査要領書を定める。</p>
	<p>備考</p> <p>原子炉規則における検査制度の見直しに伴う変更</p>	<p>備考</p> <p>原子炉規則における検査制度の見直しに伴う変更</p>

□：補正箇所を示す。

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

備考	補正前	補正後					
記載の適正化 監査業務等に係 る変更の理由の 一本化に伴う施 行期日の見直し	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(附則を加える)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td> <p>【施行期日】</p> <p>第1条 二の原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>第2条 3号炉については、第10条（原子炉施設の定期的な点検）第54条（燃料プールの水位および水温）および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な点検）については、電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の合格を受けた時点。</p> <p>3. 第11条の2（原子炉の運転期間）における3号炉の原子炉の運転期間の開始は、美浜原発第5号炉（平成26年2月26日 原審日弁第1402261号）第1条第3項第1号および第4項は、以後用いない。</p> <p>（試験使用期間中の特例）</p> <p>第3条 3号炉については、原子炉への燃料裝荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の合格を受けた時点。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な点検）については、電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>3. 附則（平成26年2月26日 原審日弁第1402261号）第1条第3項第1号は、以後用いない。</p> <p>（試験使用期間中の特例）</p> <p>第3条 3号炉については、原子炉への燃料裝荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の合格を受けた時点。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な点検）については、電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>3. 附則（平成26年2月26日 原審日弁第1402261号）第1条第3項第1号は、以後用いない。</p> </td> <td> <p>【施行期日】</p> <p>第1条 二の原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 燃料裝荷に伴う 第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条 第40条 第41条 第42条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条 第81条 第82条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条 第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条 第99条 第100条 第101条 第102条 第103条 第104条 第105条 第106条 第107条 第108条 第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第129条 第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条 第137条 第138条 第139条 第140条 第141条 第142条 第143条 第144条 第145条 第146条 第147条 第148条 第149条 第150条 第151条 第152条 第153条 第154条 第155条 第156条 第157条 第158条 第159条 第160条 第161条 第162条 第163条 第164条 第165条 第166条 第167条 第168条 第169条 第170条 第171条 第172条 第173条 第174条 第175条 第176条 第177条 第178条 第179条 第180条 第181条 第182条 第183条 第184条 第185条 第186条 第187条 第188条 第189条 第190条 第191条 第192条 第193条 第194条 第195条 第196条 第197条 第198条 第199条 第200条 第201条 第202条 第203条 第204条 第205条 第206条 第207条 第208条 第209条 第210条 第211条 第212条 第213条 第214条 第215条 第216条 第217条 第218条 第219条 第220条 第221条 第222条 第223条 第224条 第225条 第226条 第227条 第228条 第229条 第230条 第231条 第232条 第233条 第234条 第235条 第236条 第237条 第238条 第239条 第240条 第241条 第242条 第243条 第244条 第245条 第246条 第247条 第248条 第249条 第250条 第251条 第252条 第253条 第254条 第255条 第256条 第257条 第258条 第259条 第260条 第261条 第262条 第263条 第264条 第265条 第266条 第267条 第268条 第269条 第270条 第271条 第272条 第273条 第274条 第275条 第276条 第277条 第278条 第279条 第280条 第281条 第282条 第283条 第284条 第285条 第286条 第287条 第288条 第289条 第290条 第291条 第292条 第293条 第294条 第295条 第296条 第297条 第298条 第299条 第300条 第301条 第302条 第303条 第304条 第305条 第306条 第307条 第308条 第309条 第310条 第311条 第312条 第313条 第314条 第315条 第316条 第317条 第318条 第319条 第320条 第321条 第322条 第323条 第324条 第325条 第326条 第327条 第328条 第329条 第330条 第331条 第332条 第333条 第334条 第335条 第336条 第337条 第338条 第339条 第340条 第341条 第342条 第343条 第344条 第345条 第346条 第347条 第348条 第349条 第350条 第351条 第352条 第353条 第354条 第355条 第356条 第357条 第358条 第359条 第360条 第361条 第362条 第363条 第364条 第365条 第366条 第367条 第368条 第369条 第370条 第371条 第372条 第373条 第374条 第375条 第376条 第377条 第378条 第379条 第380条 第381条 第382条 第383条 第384条 第385条 第386条 第387条 第388条 第389条 第390条 第391条 第392条 第393条 第394条 第395条 第396条 第397条 第398条 第399条 第400条 第401条 第402条 第403条 第404条 第405条 第406条 第407条 第408条 第409条 第410条 第411条 第412条 第413条 第414条 第415条 第416条 第417条 第418条 第419条 第420条 第421条 第422条 第423条 第424条 第425条 第426条 第427条 第428条 第429条 第430条 第431条 第432条 第433条 第434条 第435条 第436条 第437条 第438条 第439条 第440条 第441条 第442条 第443条 第444条 第445条 第446条 第447条 第448条 第449条 第450条 第451条 第452条 第453条 第454条 第455条 第456条 第457条 第458条 第459条 第460条 第461条 第462条 第463条 第464条 第465条 第466条 第467条 第468条 第469条 第470条 第471条 第472条 第473条 第474条 第475条 第476条 第477条 第478条 第479条 第480条 第481条 第482条 第483条 第484条 第485条 第486条 第487条 第488条 第489条 第490条 第491条 第492条 第493条 第494条 第495条 第496条 第497条 第498条 第499条 第500条 第501条 第502条 第503条 第504条 第505条 第506条 第507条 第508条 第509条 第510条 第511条 第512条 第513条 第514条 第515条 第516条 第517条 第518条 第519条 第520条 第521条 第522条 第523条 第524条 第525条 第526条 第527条 第528条 第529条 第530条 第531条 第532条 第533条 第534条 第535条 第536条 第537条 第538条 第539条 第540条 第541条 第542条 第543条 第544条 第545条 第546条 第547条 第548条 第549条 第550条 第551条 第552条 第553条 第554条 第555条 第556条 第557条 第558条 第559条 第560条 第561条 第562条 第563条 第564条 第565条 第566条 第567条 第568条 第569条 第570条 第571条 第572条 第573条 第574条 第575条 第576条 第577条 第578条 第579条 第580条 第581条 第582条 第583条 第584条 第585条 第586条 第587条 第588条 第589条 第590条 第591条 第592条 第593条 第594条 第595条 第596条 第597条 第598条 第599条 第600条 第601条 第602条 第603条 第604条 第605条 第606条 第607条 第608条 第609条 第610条 第611条 第612条 第613条 第614条 第615条 第616条 第617条 第618条 第619条 第620条 第621条 第622条 第623条 第624条 第625条 第626条 第627条 第628条 第629条 第630条 第631条 第632条 第633条 第634条 第635条 第636条 第637条 第638条 第639条 第640条 第641条 第642条 第643条 第644条 第645条 第646条 第647条 第648条 第649条 第650条 第651条 第652条 第653条 第654条 第655条 第656条 第657条 第658条 第659条 第660条 第661条 第662条 第663条 第664条 第665条 第666条 第667条 第668条 第669条 第670条 第671条 第672条 第673条 第674条 第675条 第676条 第677条 第678条 第679条 第680条 第681条 第682条 第683条 第684条 第685条 第686条 第687条 第688条 第689条 第690条 第691条 第692条 第693条 第694条 第695条 第696条 第697条 第698条 第699条 第700条 第701条 第702条 第703条 第704条 第705条 第706条 第707条 第708条 第709条 第710条 第711条 第712条 第713条 第714条 第715条 第716条 第717条 第718条 第719条 第720条 第721条 第722条 第723条 第724条 第725条 第726条 第727条 第728条 第729条 第730条 第731条 第732条 第733条 第734条 第735条 第736条 第737条 第738条 第739条 第740条 第741条 第742条 第743条 第744条 第745条 第746条 第747条 第748条 第749条 第750条 第751条 第752条 第753条 第754条 第755条 第756条 第757条 第758条 第759条 第760条 第761条 第762条 第763条 第764条 第765条 第766条 第767条 第768条 第769条 第770条 第771条 第772条 第773条 第774条 第775条 第776条 第777条 第778条 第779条 第780条 第781条 第782条 第783条 第784条 第785条 第786条 第787条 第788条 第789条 第790条 第791条 第792条 第793条 第794条 第795条 第796条 第797条 第798条 第799条 第800条 第801条 第802条 第803条 第804条 第805条 第806条 第807条 第808条 第809条 第810条 第811条 第812条 第813条 第814条 第815条 第816条 第817条 第818条 第819条 第820条 第821条 第822条 第823条 第824条 第825条 第826条 第827条 第828条 第829条 第830条 第831条 第832条 第833条 第834条 第835条 第836条 第837条 第838条 第839条 第840条 第841条 第842条 第843条 第844条 第845条 第846条 第847条 第848条 第849条 第850条 第851条 第852条 第853条 第854条 第855条 第856条 第857条 第858条 第859条 第860条 第861条 第862条 第863条 第864条 第865条 第866条 第867条 第868条 第869条 第870条 第871条 第872条 第873条 第874条 第875条 第876条 第877条 第878条 第879条 第880条 第881条 第882条 第883条 第884条 第885条 第886条 第887条 第888条 第889条 第890条 第891条 第892条 第893条 第894条 第895条 第896条 第897条 第898条 第899条 第900条 第901条 第902条 第903条 第904条 第905条 第906条 第907条 第908条 第909条 第910条 第911条 第912条 第913条 第914条 第915条 第916条 第917条 第918条 第919条 第920条 第921条 第922条 第923条 第924条 第925条 第926条 第927条 第928条 第929条 第930条 第931条 第932条 第933条 第934条 第935条 第936条 第937条 第938条 第939条 第940条 第941条 第942条 第943条 第944条 第945条 第946条 第947条 第948条 第949条 第950条 第951条 第952条 第953条 第954条 第955条 第956条 第957条 第958条 第959条 第960条 第961条 第962条 第963条 第964条 第965条 第966条 第967条 第968条 第969条 第970条 第971条 第972条 第973条 第974条 第975条 第976条 第977条 第978条 第979条 第980条 第981条 第982条 第983条 第984条 第985条 第986条 第987条 第988条 第989条 第990条 第991条 第992条 第993条 第994条 第995条 第996条 第997条 第998条 第999条 第1000条</p> </td> <td>備考</td> </tr> </table>	(附則を加える)	変更前	変更後	<p>【施行期日】</p> <p>第1条 二の原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>第2条 3号炉については、第10条（原子炉施設の定期的な点検）第54条（燃料プールの水位および水温）および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な点検）については、電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の合格を受けた時点。</p> <p>3. 第11条の2（原子炉の運転期間）における3号炉の原子炉の運転期間の開始は、美浜原発第5号炉（平成26年2月26日 原審日弁第1402261号）第1条第3項第1号および第4項は、以後用いない。</p> <p>（試験使用期間中の特例）</p> <p>第3条 3号炉については、原子炉への燃料裝荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の合格を受けた時点。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な点検）については、電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>3. 附則（平成26年2月26日 原審日弁第1402261号）第1条第3項第1号は、以後用いない。</p> <p>（試験使用期間中の特例）</p> <p>第3条 3号炉については、原子炉への燃料裝荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の合格を受けた時点。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な点検）については、電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>3. 附則（平成26年2月26日 原審日弁第1402261号）第1条第3項第1号は、以後用いない。</p>	<p>【施行期日】</p> <p>第1条 二の原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 燃料裝荷に伴う 第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条 第40条 第41条 第42条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条 第81条 第82条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条 第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条 第99条 第100条 第101条 第102条 第103条 第104条 第105条 第106条 第107条 第108条 第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第129条 第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条 第137条 第138条 第139条 第140条 第141条 第142条 第143条 第144条 第145条 第146条 第147条 第148条 第149条 第150条 第151条 第152条 第153条 第154条 第155条 第156条 第157条 第158条 第159条 第160条 第161条 第162条 第163条 第164条 第165条 第166条 第167条 第168条 第169条 第170条 第171条 第172条 第173条 第174条 第175条 第176条 第177条 第178条 第179条 第180条 第181条 第182条 第183条 第184条 第185条 第186条 第187条 第188条 第189条 第190条 第191条 第192条 第193条 第194条 第195条 第196条 第197条 第198条 第199条 第200条 第201条 第202条 第203条 第204条 第205条 第206条 第207条 第208条 第209条 第210条 第211条 第212条 第213条 第214条 第215条 第216条 第217条 第218条 第219条 第220条 第221条 第222条 第223条 第224条 第225条 第226条 第227条 第228条 第229条 第230条 第231条 第232条 第233条 第234条 第235条 第236条 第237条 第238条 第239条 第240条 第241条 第242条 第243条 第244条 第245条 第246条 第247条 第248条 第249条 第250条 第251条 第252条 第253条 第254条 第255条 第256条 第257条 第258条 第259条 第260条 第261条 第262条 第263条 第264条 第265条 第266条 第267条 第268条 第269条 第270条 第271条 第272条 第273条 第274条 第275条 第276条 第277条 第278条 第279条 第280条 第281条 第282条 第283条 第284条 第285条 第286条 第287条 第288条 第289条 第290条 第291条 第292条 第293条 第294条 第295条 第296条 第297条 第298条 第299条 第300条 第301条 第302条 第303条 第304条 第305条 第306条 第307条 第308条 第309条 第310条 第311条 第312条 第313条 第314条 第315条 第316条 第317条 第318条 第319条 第320条 第321条 第322条 第323条 第324条 第325条 第326条 第327条 第328条 第329条 第330条 第331条 第332条 第333条 第334条 第335条 第336条 第337条 第338条 第339条 第340条 第341条 第342条 第343条 第344条 第345条 第346条 第347条 第348条 第349条 第350条 第351条 第352条 第353条 第354条 第355条 第356条 第357条 第358条 第359条 第360条 第361条 第362条 第363条 第364条 第365条 第366条 第367条 第368条 第369条 第370条 第371条 第372条 第373条 第374条 第375条 第376条 第377条 第378条 第379条 第380条 第381条 第382条 第383条 第384条 第385条 第386条 第387条 第388条 第389条 第390条 第391条 第392条 第393条 第394条 第395条 第396条 第397条 第398条 第399条 第400条 第401条 第402条 第403条 第404条 第405条 第406条 第407条 第408条 第409条 第410条 第411条 第412条 第413条 第414条 第415条 第416条 第417条 第418条 第419条 第420条 第421条 第422条 第423条 第424条 第425条 第426条 第427条 第428条 第429条 第430条 第431条 第432条 第433条 第434条 第435条 第436条 第437条 第438条 第439条 第440条 第441条 第442条 第443条 第444条 第445条 第446条 第447条 第448条 第449条 第450条 第451条 第452条 第453条 第454条 第455条 第456条 第457条 第458条 第459条 第460条 第461条 第462条 第463条 第464条 第465条 第466条 第467条 第468条 第469条 第470条 第471条 第472条 第473条 第474条 第475条 第476条 第477条 第478条 第479条 第480条 第481条 第482条 第483条 第484条 第485条 第486条 第487条 第488条 第489条 第490条 第491条 第492条 第493条 第494条 第495条 第496条 第497条 第498条 第499条 第500条 第501条 第502条 第503条 第504条 第505条 第506条 第507条 第508条 第509条 第510条 第511条 第512条 第513条 第514条 第515条 第516条 第517条 第518条 第519条 第520条 第521条 第522条 第523条 第524条 第525条 第526条 第527条 第528条 第529条 第530条 第531条 第532条 第533条 第534条 第535条 第536条 第537条 第538条 第539条 第540条 第541条 第542条 第543条 第544条 第545条 第546条 第547条 第548条 第549条 第550条 第551条 第552条 第553条 第554条 第555条 第556条 第557条 第558条 第559条 第560条 第561条 第562条 第563条 第564条 第565条 第566条 第567条 第568条 第569条 第570条 第571条 第572条 第573条 第574条 第575条 第576条 第577条 第578条 第579条 第580条 第581条 第582条 第583条 第584条 第585条 第586条 第587条 第588条 第589条 第590条 第591条 第592条 第593条 第594条 第595条 第596条 第597条 第598条 第599条 第600条 第601条 第602条 第603条 第604条 第605条 第606条 第607条 第608条 第609条 第610条 第611条 第612条 第613条 第614条 第615条 第616条 第617条 第618条 第619条 第620条 第621条 第622条 第623条 第624条 第625条 第626条 第627条 第628条 第629条 第630条 第631条 第632条 第633条 第634条 第635条 第636条 第637条 第638条 第639条 第640条 第641条 第642条 第643条 第644条 第645条 第646条 第647条 第648条 第649条 第650条 第651条 第652条 第653条 第654条 第655条 第656条 第657条 第658条 第659条 第660条 第661条 第662条 第663条 第664条 第665条 第666条 第667条 第668条 第669条 第670条 第671条 第672条 第673条 第674条 第675条 第676条 第677条 第678条 第679条 第680条 第681条 第682条 第683条 第684条 第685条 第686条 第687条 第688条 第689条 第690条 第691条 第692条 第693条 第694条 第695条 第696条 第697条 第698条 第699条 第700条 第701条 第702条 第703条 第704条 第705条 第706条 第707条 第708条 第709条 第710条 第711条 第712条 第713条 第714条 第715条 第716条 第717条 第718条 第719条 第720条 第721条 第722条 第723条 第724条 第725条 第726条 第727条 第728条 第729条 第730条 第731条 第732条 第733条 第734条 第735条 第736条 第737条 第738条 第739条 第740条 第741条 第742条 第743条 第744条 第745条 第746条 第747条 第748条 第749条 第750条 第751条 第752条 第753条 第754条 第755条 第756条 第757条 第758条 第759条 第760条 第761条 第762条 第763条 第764条 第765条 第766条 第767条 第768条 第769条 第770条 第771条 第772条 第773条 第774条 第775条 第776条 第777条 第778条 第779条 第780条 第781条 第782条 第783条 第784条 第785条 第786条 第787条 第788条 第789条 第790条 第791条 第792条 第793条 第794条 第795条 第796条 第797条 第798条 第799条 第800条 第801条 第802条 第803条 第804条 第805条 第806条 第807条 第808条 第809条 第810条 第811条 第812条 第813条 第814条 第815条 第816条 第817条 第818条 第819条 第820条 第821条 第822条 第823条 第824条 第825条 第826条 第827条 第828条 第829条 第830条 第831条 第832条 第833条 第834条 第835条 第836条 第837条 第838条 第839条 第840条 第841条 第842条 第843条 第844条 第845条 第846条 第847条 第848条 第849条 第850条 第851条 第852条 第853条 第854条 第855条 第856条 第857条 第858条 第859条 第860条 第861条 第862条 第863条 第864条 第865条 第866条 第867条 第868条 第869条 第870条 第871条 第872条 第873条 第874条 第875条 第876条 第877条 第878条 第879条 第880条 第881条 第882条 第883条 第884条 第885条 第886条 第887条 第888条 第889条 第890条 第891条 第892条 第893条 第894条 第895条 第896条 第897条 第898条 第899条 第900条 第901条 第902条 第903条 第904条 第905条 第906条 第907条 第908条 第909条 第910条 第911条 第912条 第913条 第914条 第915条 第916条 第917条 第918条 第919条 第920条 第921条 第922条 第923条 第924条 第925条 第926条 第927条 第928条 第929条 第930条 第931条 第932条 第933条 第934条 第935条 第936条 第937条 第938条 第939条 第940条 第941条 第942条 第943条 第944条 第945条 第946条 第947条 第948条 第949条 第950条 第951条 第952条 第953条 第954条 第955条 第956条 第957条 第958条 第959条 第960条 第961条 第962条 第963条 第964条 第965条 第966条 第967条 第968条 第969条 第970条 第971条 第972条 第973条 第974条 第975条 第976条 第977条 第978条 第979条 第980条 第981条 第982条 第983条 第984条 第985条 第986条 第987条 第988条 第989条 第990条 第991条 第992条 第993条 第994条 第995条 第996条 第997条 第998条 第999条 第1000条</p>	備考
(附則を加える)	変更前	変更後					
<p>【施行期日】</p> <p>第1条 二の原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>第2条 3号炉については、第10条（原子炉施設の定期的な点検）第54条（燃料プールの水位および水温）および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な点検）については、電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の合格を受けた時点。</p> <p>3. 第11条の2（原子炉の運転期間）における3号炉の原子炉の運転期間の開始は、美浜原発第5号炉（平成26年2月26日 原審日弁第1402261号）第1条第3項第1号および第4項は、以後用いない。</p> <p>（試験使用期間中の特例）</p> <p>第3条 3号炉については、原子炉への燃料裝荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の合格を受けた時点。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な点検）については、電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>3. 附則（平成26年2月26日 原審日弁第1402261号）第1条第3項第1号は、以後用いない。</p> <p>（試験使用期間中の特例）</p> <p>第3条 3号炉については、原子炉への燃料裝荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の合格を受けた時点。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な点検）については、電気事業法第49条第1項の使用前後検査の合格および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>3. 附則（平成26年2月26日 原審日弁第1402261号）第1条第3項第1号は、以後用いない。</p>	<p>【施行期日】</p> <p>第1条 二の原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 燃料裝荷に伴う 第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条 第40条 第41条 第42条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条 第57条 第58条 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条 第81条 第82条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条 第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条 第99条 第100条 第101条 第102条 第103条 第104条 第105条 第106条 第107条 第108条 第109条 第110条 第111条 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第118条 第119条 第120条 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条 第128条 第129条 第130条 第131条 第132条 第133条 第134条 第135条 第136条 第137条 第138条 第139条 第140条 第141条 第142条 第143条 第144条 第145条 第146条 第147条 第148条 第149条 第150条 第151条 第152条 第153条 第154条 第155条 第156条 第157条 第158条 第159条 第160条 第161条 第162条 第163条 第164条 第165条 第166条 第167条 第168条 第169条 第170条 第171条 第172条 第173条 第174条 第175条 第176条 第177条 第178条 第179条 第180条 第181条 第182条 第183条 第184条 第185条 第186条 第187条 第188条 第189条 第190条 第191条 第192条 第193条 第194条 第195条 第196条 第197条 第198条 第199条 第200条 第201条 第202条 第203条 第204条 第205条 第206条 第207条 第208条 第209条 第210条 第211条 第212条 第213条 第214条 第215条 第216条 第217条 第218条 第219条 第220条 第221条 第222条 第223条 第224条 第225条 第226条 第227条 第228条 第229条 第230条 第231条 第232条 第233条 第234条 第235条 第236条 第237条 第238条 第239条 第240条 第241条 第242条 第243条 第244条 第245条 第246条 第247条 第248条 第249条 第250条 第251条 第252条 第253条 第254条 第255条 第256条 第257条 第258条 第259条 第260条 第261条 第262条 第263条 第264条 第265条 第266条 第267条 第268条 第269条 第270条 第271条 第272条 第273条 第274条 第275条 第276条 第277条 第278条 第279条 第280条 第281条 第282条 第283条 第284条 第285条 第286条 第287条 第288条 第289条 第290条 第291条 第292条 第293条 第294条 第295条 第296条 第297条 第298条 第299条 第300条 第301条 第302条 第303条 第304条 第305条 第306条 第307条 第308条 第309条 第310条 第311条 第312条 第313条 第314条 第315条 第316条 第317条 第318条 第319条 第320条 第321条 第322条 第323条 第324条 第325条 第326条 第327条 第328条 第329条 第330条 第331条 第332条 第333条 第334条 第335条 第336条 第337条 第338条 第339条 第340条 第341条 第342条 第343条 第344条 第345条 第346条 第347条 第348条 第349条 第350条 第351条 第352条 第353条 第354条 第355条 第356条 第357条 第358条 第359条 第360条 第361条 第362条 第363条 第364条 第365条 第366条 第367条 第368条 第369条 第370条 第371条 第372条 第373条 第374条 第375条 第376条 第377条 第378条 第379条 第380条 第381条 第382条 第383条 第384条 第385条 第386条 第387条 第388条 第389条 第390条 第391条 第392条 第393条 第394条 第395条 第396条 第397条 第398条 第399条 第400条 第401条 第402条 第403条 第404条 第405条 第406条 第407条 第408条 第409条 第410条 第411条 第412条 第413条 第414条 第415条 第416条 第417条 第418条 第419条 第420条 第421条 第422条 第423条 第424条 第425条 第426条 第427条 第428条 第429条 第430条 第431条 第432条 第433条 第434条 第435条 第436条 第437条 第438条 第439条 第440条 第441条 第442条 第443条 第444条 第445条 第446条 第447条 第448条 第449条 第450条 第451条 第452条 第453条 第454条 第455条 第456条 第457条 第458条 第459条 第460条 第461条 第462条 第463条 第464条 第465条 第466条 第467条 第468条 第469条 第470条 第471条 第472条 第473条 第474条 第475条 第476条 第477条 第478条 第479条 第480条 第481条 第482条 第483条 第484条 第485条 第486条 第487条 第488条 第489条 第490条 第491条 第492条 第493条 第494条 第495条 第496条 第497条 第498条 第499条 第500条 第501条 第502条 第503条 第504条 第505条 第506条 第507条 第508条 第509条 第510条 第511条 第512条 第513条 第514条 第515条 第516条 第517条 第518条 第519条 第520条 第521条 第522条 第523条 第524条 第525条 第526条 第527条 第528条 第529条 第530条 第531条 第532条 第533条 第534条 第535条 第536条 第537条 第538条 第539条 第540条 第541条 第542条 第543条 第544条 第545条 第546条 第547条 第548条 第549条 第550条 第551条 第552条 第553条 第554条 第555条 第556条 第557条 第558条 第559条 第560条 第561条 第562条 第563条 第564条 第565条 第566条 第567条 第568条 第569条 第570条 第571条 第572条 第573条 第574条 第575条 第576条 第577条 第578条 第579条 第580条 第581条 第582条 第583条 第584条 第585条 第586条 第587条 第588条 第589条 第590条 第591条 第592条 第593条 第594条 第595条 第596条 第597条 第598条 第599条 第600条 第601条 第602条 第603条 第604条 第605条 第606条 第607条 第608条 第609条 第610条 第611条 第612条 第613条 第614条 第615条 第616条 第617条 第618条 第619条 第620条 第621条 第622条 第623条 第624条 第625条 第626条 第627条 第628条 第629条 第630条 第631条 第632条 第633条 第634条 第635条 第636条 第637条 第638条 第639条 第640条 第641条 第642条 第643条 第644条 第645条 第646条 第647条 第648条 第649条 第650条 第651条 第652条 第653条 第654条 第655条 第656条 第657条 第658条 第659条 第660条 第661条 第662条 第663条 第664条 第665条 第666条 第667条 第668条 第669条 第670条 第671条 第672条 第673条 第674条 第675条 第676条 第677条 第678条 第679条 第680条 第681条 第682条 第683条 第684条 第685条 第686条 第687条 第688条 第689条 第690条 第691条 第692条 第693条 第694条 第695条 第696条 第697条 第698条 第699条 第700条 第701条 第702条 第703条 第704条 第705条 第706条 第707条 第708条 第709条 第710条 第711条 第712条 第713条 第714条 第715条 第716条 第717条 第718条 第719条 第720条 第721条 第722条 第723条 第724条 第725条 第726条 第727条 第728条 第729条 第730条 第731条 第732条 第733条 第734条 第735条 第736条 第737条 第738条 第739条 第740条 第741条 第742条 第743条 第744条 第745条 第746条 第747条 第748条 第749条 第750条 第751条 第752条 第753条 第754条 第755条 第756条 第757条 第758条 第759条 第760条 第761条 第762条 第763条 第764条 第765条 第766条 第767条 第768条 第769条 第770条 第771条 第772条 第773条 第774条 第775条 第776条 第777条 第778条 第779条 第780条 第781条 第782条 第783条 第784条 第785条 第786条 第787条 第788条 第789条 第790条 第791条 第792条 第793条 第794条 第795条 第796条 第797条 第798条 第799条 第800条 第801条 第802条 第803条 第804条 第805条 第806条 第807条 第808条 第809条 第810条 第811条 第812条 第813条 第814条 第815条 第816条 第817条 第818条 第819条 第820条 第821条 第822条 第823条 第824条 第825条 第826条 第827条 第828条 第829条 第830条 第831条 第832条 第833条 第834条 第835条 第836条 第837条 第838条 第839条 第840条 第841条 第842条 第843条 第844条 第845条 第846条 第847条 第848条 第849条 第850条 第851条 第852条 第853条 第854条 第855条 第856条 第857条 第858条 第859条 第860条 第861条 第862条 第863条 第864条 第865条 第866条 第867条 第868条 第869条 第870条 第871条 第872条 第873条 第874条 第875条 第876条 第877条 第878条 第879条 第880条 第881条 第882条 第883条 第884条 第885条 第886条 第887条 第888条 第889条 第890条 第891条 第892条 第893条 第894条 第895条 第896条 第897条 第898条 第899条 第900条 第901条 第902条 第903条 第904条 第905条 第906条 第907条 第908条 第909条 第910条 第911条 第912条 第913条 第914条 第915条 第916条 第917条 第918条 第919条 第920条 第921条 第922条 第923条 第924条 第925条 第926条 第927条 第928条 第929条 第930条 第931条 第932条 第933条 第934条 第935条 第936条 第937条 第938条 第939条 第940条 第941条 第942条 第943条 第944条 第945条 第946条 第947条 第948条 第949条 第950条 第951条 第952条 第953条 第954条 第955条 第956条 第957条 第958条 第959条 第960条 第961条 第962条 第963条 第964条 第965条 第966条 第967条 第968条 第969条 第970条 第971条 第972条 第973条 第974条 第975条 第976条 第977条 第978条 第979条 第980条 第981条 第982条 第983条 第984条 第985条 第986条 第987条 第988条 第989条 第990条 第991条 第992条 第993条 第994条 第995条 第996条 第997条 第998条 第999条 第1000条</p>	備考					

□ : 補正箇所を示す。

備 考
記載の適正化

補正後	変更前	備 考
島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		・ 附則の追加
(附則を加える)		
<p>(2) 第25条 (原子炉熱制御設備)</p> <p>本規定第25条中の条文 原子炉熱出力が3.0%以上において、最小限界出力および炉心流量は、表2.6-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁全閉検査 ・ フラットトリップ検査 ・ 蒸気機負荷遮断検査 ・ 再循環ポンプトリップ検査 <p>※2. 計画的に実施する試験とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁試験 ・ フラットトリップ試験 ・ 蒸気機負荷遮断試験 ・ 外部電源喪失試験 ・ 再循環ポンプトリップ試験 	<p>(2) 第25条 (原子炉熱制御設備)</p> <p>本規定第25条中の条文 原子炉熱出力が3.0%以上において、最小限界出力および炉心流量は、表2.6-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁全閉検査 ・ フラットトリップ検査 ・ 蒸気機負荷遮断検査 ・ 再循環ポンプトリップ検査 <p>※2. 計画的に実施する試験とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁試験 ・ フラットトリップ試験 ・ 蒸気機負荷遮断試験 ・ 外部電源喪失試験 ・ 再循環ポンプトリップ試験 	
<p>(3) 第26条 (原子炉熱出力および炉心流量)</p> <p>本規定第26条中の条文 原子炉熱出力が3.0%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表2.6-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再循環ポンプトリップ検査 ・ 圧力制御検査 ・ 圧力制御試験 ・ 給水制御試験 ・ 蒸気機流量制御体系統 ・ 蒸気機制御弁投入試験 ・ ヒータトリップトリップ試験 ・ 安定性試験 ・ 定格熱出力一定運転確認試験 ・ 定格出力高流量モード探知試験 <p>※2. 計画的に実施する試験とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再循環ポンプトリップ試験 ・ 圧力調整器試験 ・ 給水制御系試験 ・ 蒸気機流量制御体系統 ・ 蒸気機制御弁投入試験 ・ ヒータトリップトリップ試験 ・ 安定性試験 ・ 定格熱出力一定運転確認試験 ・ 定格出力高流量モード探知試験 	<p>(3) 第26条 (原子炉熱出力および炉心流量)</p> <p>本規定第26条中の条文 原子炉熱出力が3.0%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表2.6-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再循環ポンプトリップ検査 ・ 圧力制御検査 ・ 圧力制御試験 ・ 給水制御試験 ・ 蒸気機流量制御体系統 ・ 蒸気機制御弁投入試験 ・ ヒータトリップトリップ試験 ・ 安定性試験 ・ 定格熱出力一定運転確認試験 ・ 定格出力高流量モード探知試験 <p>※2. 計画的に実施する試験とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再循環ポンプトリップ試験 ・ 圧力調整器試験 ・ 給水制御系試験 ・ 蒸気機流量制御体系統 ・ 蒸気機制御弁投入試験 ・ ヒータトリップトリップ試験 ・ 安定性試験 ・ 定格熱出力一定運転確認試験 ・ 定格出力高流量モード探知試験 	

補正前	変更後	備 考
島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		・ 附則の追加
(附則を加える)		
<p>(2) 第25条 (原子炉熱制御設備)</p> <p>本規定第25条中の条文 原子炉熱出力が3.0%以上において、最小限界出力および炉心流量は、表2.6-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁全閉検査 ・ フラットトリップ検査 ・ 蒸気機負荷遮断検査 ・ 外部電源喪失検査 ・ 再循環ポンプトリップ検査 <p>※2. 計画的に実施する試験とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁試験 ・ フラットトリップ試験 ・ 蒸気機負荷遮断試験 ・ 外部電源喪失試験 ・ 再循環ポンプトリップ試験 	<p>(2) 第25条 (原子炉熱制御設備)</p> <p>本規定第25条中の条文 原子炉熱出力が3.0%以上において、最小限界出力および炉心流量は、表2.6-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁全閉検査 ・ フラットトリップ検査 ・ 蒸気機負荷遮断試験 ・ 外部電源喪失検査 ・ 再循環ポンプトリップ検査 <p>※2. 計画的に実施する試験とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁試験 ・ フラットトリップ試験 ・ 蒸気機負荷遮断試験 ・ 外部電源喪失試験 ・ 再循環ポンプトリップ試験 	
<p>(3) 第26条 (原子炉熱出力および炉心流量)</p> <p>本規定第26条中の条文 原子炉熱出力が3.0%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表2.6-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再循環ポンプトリップ検査 ・ 圧力制御検査 ・ 圧力制御試験 ・ 給水系検査 ・ 再循環流量制御検査 <p>(4) 第28条の2 (原子炉再循環ポンプ)</p> <p>本規定第28条の2中の条文 原子炉の状態で運転および制御において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表2.8の2-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁全閉検査 ・ フラットトリップ検査 ・ 蒸気機負荷遮断検査 ・ 外部電源喪失検査 ・ 再循環ポンプトリップ検査 	<p>(3) 第26条 (原子炉熱出力および炉心流量)</p> <p>本規定第26条中の条文 原子炉熱出力が3.0%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表2.6-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再循環ポンプトリップ検査 ・ 圧力制御検査 ・ 圧力制御試験 ・ 給水系検査 ・ 再循環流量制御検査 <p>(4) 第28条の2 (原子炉再循環ポンプ)</p> <p>本規定第28条の2中の条文 原子炉の状態で運転および制御において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表2.8の2-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1. 使用前事業者検査とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主蒸気隔離弁全閉検査 ・ フラットトリップ検査 ・ 蒸気機負荷遮断検査 ・ 外部電源喪失検査 ・ 再循環ポンプトリップ検査 	

□ : 補正箇所を示す。

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更前 (附則を加える)</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更前 (附則を加える)</p>	<p style="text-align: center;">備考 補正箇所なし</p>
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更前 (附則を加える)</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>(4) 第28条の2 (原子炉再循環ポンプ) 本規定第28条の2中の条文 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、第28条の2-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものをいう。 - 主蒸気隔離弁全閉検査 - フラントロップ試験 - 発電機負荷遮断検査 - 発電機負荷遮断試験 - 外部電源喪失検査 - 再循環ポンプトリップ試験</p> <p>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものをいう。 - 圧力制御検査 - フラントロップ試験 - 発電機負荷遮断試験 - 外部電源喪失試験 - 再循環ポンプトリップ試験 - タービン保安装置検査(無負荷運転中) - タービン主蒸気止め弁・加減弁試験</p> <p>(5) 第38条 (原子炉圧力) 本規定第38条中の条文 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、第38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 送電線事故等による同時の原子炉圧力変動 (2) 使用前事業者検査^{※1}および計画的に実施する試験^{※2}を行う場合</p> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものをいう。 - 圧力制御検査 - 主蒸気隔離弁全閉検査 - フラントロップ試験 - 発電機負荷遮断検査 - 発電機負荷遮断試験 - 外部電源喪失検査 - 再循環ポンプトリップ試験 - タービン保安装置検査(無負荷運転中) - タービン主蒸気止め弁・加減弁試験</p>	<p style="text-align: center;">備考 ・附則の追加</p>
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更前 (附則を加える)</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>(4) 第28条の2 (原子炉再循環ポンプ) 本規定第28条の2中の条文 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、第28条の2-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものをいう。 - 主蒸気隔離弁全閉検査 - フラントロップ試験 - 発電機負荷遮断検査 - 発電機負荷遮断試験 - 外部電源喪失検査 - 再循環ポンプトリップ試験</p> <p>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものをいう。 - 圧力制御検査 - フラントロップ試験 - 発電機負荷遮断試験 - 外部電源喪失試験 - 再循環ポンプトリップ試験 - タービン保安装置検査(無負荷運転中) - タービン主蒸気止め弁・加減弁試験</p> <p>(5) 第38条 (原子炉圧力) 本規定第38条中の条文 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、第38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 送電線事故等による同時の原子炉圧力変動 (2) 使用前事業者検査^{※1}および計画的に実施する試験^{※2}を行う場合</p> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものをいう。 - 圧力制御検査 - 主蒸気隔離弁全閉検査 - フラントロップ試験 - 発電機負荷遮断検査 - 発電機負荷遮断試験 - 外部電源喪失検査 - 再循環ポンプトリップ試験 - タービン保安装置検査(無負荷運転中) - タービン主蒸気止め弁・加減弁試験</p>	<p style="text-align: center;">備考 ・附則の追加</p>

□：補正箇所を示す。